

## 告 示

### 埼玉県告示第五百十五号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年五月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 作業種別

基本測量（基本重力測量）

#### 二 作業期間

平成三十年五月一日から平成三十一年三月三十一日まで

#### 三 作業地域

加須市、羽生市、久喜市、行田市、熊谷市、幸手市、鴻巣市、吉見町